

平成 26 年 (壬) 第 7 号

(基本事件 : 平成 22 年 (ワ) 591 号 MOX 燃料使用差止請求事件)

申 立 人 九州電力株式会社

主 張 書 面 (1)

平成 26 年 4 月 11 日

佐賀地方裁判所 民事部 合議 2 係 御中

被告訴訟代理人弁護士

堤

克

彦



同

山

内

喜

明



同

松

崎

隆



同

斉

藤

芳

朗



同

永

原

豪



同

熊

谷

善

昭

同

池

田

早

織

1

頭書事件につき、基本事件原告らの平成 26 年 2 月 17 日付意見書に対する反論を述べる。

第 1 原告らの主張について

原告意見書における原告らの主張の骨子は、(1)本件記載事項については営業機密としての有用性がない、(2)本件記載事項の内「MOX ペレットの不純物規定値」については非公知性がない、(3)これらの情報は安全審査の妥当性の判断にとって不可欠な判断材料である以上、一般に公開されるべきである、というものである。

この内、(3)は、本件記載事項が営業秘密に当たるかどうかとは無関係の主張であるため、以下、(1)及び(2)の点について反論を行う。

第 2 本件適示箇所は営業秘密たる有用性が認められること

本件記載事項の有用性について、原告ら意見書では、①MOX 燃料に限らず核燃料の加工事業は原子力規制委員会の許可（原子炉等規制法 13 条以下）を受けなければ参入できないため、本件記載事項を入手できたからといって第三者による核燃料加工事業への市場参入が不合理に容易となる事実はなく、本件記載事項は事業活動にとっての有用性がない、②「ギャップ再開が起きない最大内圧値」及び「3 サイクル終了時の燃料棒内圧値」はいずれも FINE コードを使用して算出された結果であるところ、第三者が安全評価を行うにあたっては自ら FINE コードか FPAC コードを使用して値を出す必要があるため、これらの数値を入手したとしても第三者にとっては費用の節約につながらず、有用性がない、との主張がなされている。

しかし、①について、核燃料の加工事業者は、原子炉等規制法 13 条に基づく原子力規制委員会の許可だけを取ればよいというわけではない。すなわち、原子炉等規制法 13 条に基づく許可は、加工事業者の技術的能力や経理的基礎を対象とするものであり、燃料についての許可ではない。例えば、燃料体の設計に使用する設計コードについては、電力会社を通じた原子力規制委員会の安全審査の対象となり、実際に発電に使用される燃料体についても同委員会の検査を受ける必要がある。そして、本件記載事項に含まれる本件情報は、燃料体の検査を受けるにあたって必要となる情報であるとともに、安全審査の対象となる設計コードの検証のために有益な情報といえ、訴外三菱重工業株式会社が多大な労力と費用をかけてこれらの技術情報を取得している。

したがって、第三者が核燃料加工事業に参入するにあたり、(本来入手できないはずの)本件記載情報を入手できれば、これを利用することで、安全審査や燃料体の検査の準備に向けた費用および期間を抑えられることは明

らかであり、このことは、原子炉等規制法 13 条に基づく許可が必要であることとは無関係である。

次に、②については、安全評価を行うにあたっては FINE コードか FPAC コードを使用することになるという原告らの主張の前提に誤りがある。すなわち、FINE コードは訴外三菱重工業株式会社が、FPAC コードは訴外原子燃料工業株式会社がそれぞれ開発し、当局の安全審査で認められた設計コードであり、いずれも非公開とされている。これらの設計コードは第三者が自由に使えるものではなく、核燃料加工事業に新規参入しようとする第三者は（設計コードの開発者からライセンスを受けない限り）自社の設計コードを開発し、電力会社を通じて当局の安全審査を受けることになる。そして、第三者が自社の設計コードを開発するに際し、訴外三菱重工業株式会社の技術開発と実績に裏付けられた（本来入手できないはずの）本件記載情報を入手できれば、これを利用することで、設計コード開発の費用および時間を抑えられることは明らかである。

第3 本件記載事項の非公知性に関する原告らの主張について

本件記載事項の内、MOX ペレットの不純物規定値について、原告ら意見書では、発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（いわゆる「省令 63 号」）で定められた値そのものであるから、非公知性がないとの主張がなされている。

しかし、上記省令は、MOX 燃料に関する不純物について、「各元素の含有量の全重量に対する 100 分率の値の偏差は著しく大きくないこと」との定性的な記載しか置いておらず、具体的な数値を明記した基準は置かれていない。したがって、MOX ペレットの不純物規定値が上記省令で定められた値そのものであるという原告らの主張は誤りである。

本件記載事項に含まれる MOX ペレットの不純物規定値は、訴外三菱重工業株式会社が独自の技術的検証を踏まえて設定した数値であり、これが公知であるとの事実はない。

以上